

第 7 期定時株主総会

電子提供措置事項のうち書面交付請求による 交付書面に記載しない事項

【事業報告】

当社の新株予約権等に関する事項	1
業務の適正を確保する体制	1
特定完全子会社に関する事項	5
親会社等との間の取引に関する事項	5

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書	6
連結注記表	7

【計算書類】

株主資本等変動計算書	2 4
個別注記表	2 5

株式会社第四北越フィナンシャルグループ

〔 2 0 2 4 年 4 月 1 日から
2 0 2 5 年 3 月 3 1 日まで 〕

上記の事項につきましては、法令および定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

1 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2 業務の適正を確保する体制

当社は、取締役会決議により、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するために「内部統制基本方針」を定め、その実効性の向上に努めております。当事業年度末日現在における当該基本方針の内容及び運用状況の概要については、下記の通りであります。今後も経営環境の変化に適切に対応するため、継続的な体制の見直しを行うことにより、内部統制の強化・充実に取り組んでまいります。

＜「内部統制基本方針」の内容の概要＞

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、「コンプライアンス規程」を制定する。
- ② 当社は、「コンプライアンス委員会」及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理するとともに、コンプライアンスに関する体制を整備する。
- ③ 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
- ④ 当社は、「内部通報制度運営規程」を制定し、当社及びグループ会社の役職員が法令違反行為等に対して通報・相談する場合の適正な仕組みを定めるとともに、通報者等を保護する体制を整備する。
- ⑤ 当社は、「顧客保護等管理方針」及び「利益相反管理規則」を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備するとともに、お客さまの利益を不当に害することがないように利益相反を管理する体制を整備する。
- ⑥ 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための当社及びグループ会社の体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
- ⑦ 当社は、「インサイダー取引等防止要綱」に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を構築する。また、「文書管理規則」に基づき、株主総会、取締役会等、取締役が関与する重要会議の議事録を作成し、保存するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するために「グループリスク管理基本規程」を制定する。
- ② 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、「グループ統合的リスク管理規程」、「グループオペレーショナル・リスク管理規程」及び「サイバーセキュリティ管理規程」を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

- ③ 当社は、「ALM・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「ITリスク管理委員会」及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理するとともに、損失の危険を管理するための体制を整備する。
- ④ 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理体制の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理体制の充実強化を図る。
- ⑤ 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、「業務継続に関する基本規程」を制定し、危機管理について適切に体制整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、経営目標を定めるとともに、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。
- ② 当社は、「取締役会規程」を制定し、取締役会を適切に運営するとともに、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。
- ③ 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

(5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、「グループ経営管理規程」において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。
- ② 当社及びグループ会社は、「財務報告に係るグループ内部統制規程」に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。
- ③ 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、「グループ内取引等に係る基本方針」、「グループ内の業務提携等に係る基本方針」に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。
- ④ 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。
- ⑤ 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。
- ⑥ 当社は、上記⑤で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

(7) 前項の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

- ① 補助者の任命・異動・人事考課・懲戒処分については、監査等委員会と協議のうえ、決定する。

- ② 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く）は、補助者がその職務を遂行するうえで不当な制約を受けることがないように配慮する。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、「監査等委員会規程」等の社内規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査等委員会へ報告する。
- ② 当社及びグループ各社の取締役及び使用人から、経営に資する意見、提言、要望及び通報等を受け入れる内部通報制度（オピニオンボックス）を設け、その内容を監査等委員会に報告する体制、及び当該報告をした者がそれを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備する。
- ③ 監査等委員会は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他のものに対して報告を求めることができる。なお、監査等委員会へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。
- ④ 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査等委員会に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査等委員会が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。
- ② 当社は、監査等委員がその職務の執行により生ずる費用の前払又は償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査等委員会が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

<「内部統制基本方針」の運用状況の概要>

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令やルール等に則った厳格な業務運営並びに経営の透明性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を設置しており、原則として毎月1回開催しております。委員会では、当社及びグループ会社のコンプライアンスに関する課題を把握したうえで、コンプライアンス方針やコンプライアンスの実施状況の確認・審議を行っております。

また、内部通報制度については、「内部通報制度運営規程」により、監査等委員会及びコンプライアンス統括部署を社内の通報窓口としており、報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る稟議書・報告書・議事録等の重要文書について、「文書管理規則」に従い適切に保存・管理し、取締役はこれらの文書を閲覧することができる体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「グループリスク管理基本規程」に基づき、当社グループのリスク管理における統括を行うため「ALM・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「ITリスク管理委員会」を設置し、原則として毎月1回開催しており、各種リスクを的確に認識・把握・管理しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」に基づき原則として毎月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。当該事業年度においては、取締役会を計12回開催したほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会があったものとみなされる書面決議を1回行っております。

また、監査等委員でない取締役をもって構成される経営会議では、「経営会議規程」に基づき、取締役会から委任された事項を決議し、適切かつ効率的な業務執行を行っております。

(5) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は「グループ経営管理規程」を制定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ一体となった経営を行っているほか、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備しております。

また、「財務報告に係るグループ内部統制規程」に基づき、財務報告に係る内部統制体制を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するために、専任の監査等委員会事務局スタッフを1名配置しております。

(7) 前項の補助者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

専任の監査等委員会事務局スタッフの任命・異動・人事考課等は監査等委員会と協議のうえ決定しており、業務執行取締役からの独立性を確保しております。

当該スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しております。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

「監査等委員会規程」を制定し、取締役及び使用人は当社またはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、直ちに当該事実を監査等委員会へ報告すること、監査等委員会から取締役及び使用人に報告を求めることができることを定めております。

また、「内部通報制度運営規程」を制定し、監査等委員会に内部通報を行った役職員が、報告を理由として不利益な取扱いを受けないことを定めております。

監査等委員会において、内部監査部門から子銀行を含めた内部監査の状況について毎月報告を受けているほか、常勤の監査等委員と内部監査部門において毎月情報連絡会を開催し、意見交換を行うことで、日常的に連携をはかっております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規程」に基づき、原則として毎月1回監査等委員会を開催し、取締役の業務遂行を監査しております。

監査等委員会は、社内取締役1名及び社外取締役5名で構成し、社内取締役は常勤の監査等委員としております。監査等委員会は、会計監査人や監査部と定例的及び随時に意見交換を行うとともに、常勤の監査等委員による経営会議や各種委員会への出席、役職員による業務報告等を通じて連携の強化をはかっており、監査等委員会による監査の実効性確保に努めております。

また、当社は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員の請求等に従い、適切に処理しております。

3 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町1071番地1	305,498百万円	324,235百万円

4 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,000	102,980	309,972	△ 7,638	435,315
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 8,358		△ 8,358
親会社株主に帰属する当期純利益			29,349		29,349
自 己 株 式 の 取 得				△ 1,517	△ 1,517
自 己 株 式 の 処 分		0		464	464
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			140		140
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動		5			5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	6	21,131	△ 1,053	20,083
当 期 末 残 高	30,000	102,987	331,103	△ 8,692	455,399

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	12,026	29,163	5,562	17,815	64,568	19	499,902
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△ 8,358
親会社株主に帰属する当期純利益							29,349
自 己 株 式 の 取 得							△ 1,517
自 己 株 式 の 処 分							464
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩							140
非支配株主との取引に係る 親 会 社 の 持 分 変 動							5
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 28,994	△ 7,078	△ 280	△ 4,750	△ 41,103	△ 12	△ 41,115
当 期 変 動 額 合 計	△ 28,994	△ 7,078	△ 280	△ 4,750	△ 41,103	△ 12	△ 21,031
当 期 末 残 高	△ 16,967	22,085	5,281	13,064	23,464	6	478,870

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 14 社

株式会社第四北越銀行、第四北越リース株式会社

第四北越信用保証株式会社、第四ジェーシービーカード株式会社、第四北越キャピタルパートナーズ株式会社

第四ディーシーカード株式会社、第四北越証券株式会社、北越リース株式会社、北越カード株式会社

北越信用保証株式会社、第四北越リサーチ&コンサルティング株式会社、第四北越キャリアブリッジ株式会社
株式会社第四北越ITソリューションズ、株式会社ブリッジにいがた

(注) 第四北越信用保証株式会社は、2025年2月3日付で第四信用保証株式会社から商号変更しております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 5 社

主要な会社名

第1号第四北越地域創生投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

- (3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等 1 社

投資事業等を営む非連結子会社が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的でないことから、子会社として取り扱っておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5 社

主要な会社名

第1号第四北越地域創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (4) 持分法非適用の関連法人等 該当ありません。

- (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等 10 社

投資事業等を営む持分法非適用の非連結子会社が、投資育成等を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているものであり、傘下に入れる目的でないことから、関連会社として取り扱っておりません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3 月末日 14 社

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10 年～50 年
その他	2 年～20 年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結子会社で定める利用可能期間（5 年～9 年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（3 算定期間）における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。また損失率以上の損失が見込まれる債務者については回収可能見込額を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

正常先 1 区分に対する債権については主として今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要注意先は、経営改善計画の有無や要管理債権の有無等により 3 つに区分のうえ、要管理先を含む 2 区分に対する債権については主として今後 3 年間の、その他の要注意先 1 区分に対する債権については主として今後 1 年間の予想損失額を見込んで計上しております。なお、予想損失額は、過去 1 年間又は過去 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間（3 算定期間）における平均値に基づく損失率で算定しておりますが、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 7,738 百万円であります。その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

8. 株式報酬引当金の計上基準

株式報酬引当金は、当社及び一部の連結子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、建物等の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

12. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

13. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、証券業を営む連結子会社における金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

14. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

15. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

16. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

17. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債について、ヘッジ対象とヘッジ手段を直接対応させる「個別ヘッジ」を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップの特例処理を行っており、ヘッジの有効性の評価については、特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代えております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッ

ジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

会計方針の変更

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当連結会計年度の期首から適用しております。

上記に伴い、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩す取扱いに変更しております。

当該会計方針の変更は、遡及適用され、会計方針の変更の影響額が当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の当期首残高は526百万円増加しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

・貸倒引当金

当社グループの連結貸借対照表に占める銀行業を営む連結子会社の貸出金等の割合は相対的に高く、貸倒引当金の計上が経営成績や財政状態に及ぼす影響が大きいことから、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

1. 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 30,784 百万円

うち銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は26,179百万円であり、貸倒引当金は法人顧客に対するものが大宗を占めております。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(1) 算出方法

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金の見積り計上は、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施して「債務者区分」(正常先、要注意先、要管理先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先)を判定し、決定された債務者区分に応じた「償却・引当」を、償却・引当基準に基づいて行っております。これらの見積りには判断や仮定が含まれており、その主な内容は下記の通りです。また、「償却・引当」の仮定を含む算出方法は、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

なお銀行業を営む連結子会社では、貸倒引当金の見積り計上額を評価する目的で、貸倒引当金の見積りに用いている仮定が合理的であるか否か、貸倒引当金残高が将来発生する可能性のある損失をカバーするための十分な残高を有しているか否かを判断するために、様々な要素を考慮して検証を実施しております。

(2) 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。この主要な仮定は、当社が前連結会計年度末において判断したものと同一であり、仮定と実績との間に重要な差異が生じた場合に、当社の業績に重要な影響を及ぼすものであることから、引き続き主要な仮定と判断したものであります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

貸出先に対して、決算の開示や信用力に影響を及ぼす事象発生の都度、財務内容、資金繰り、収益力に基づく返済能力、貸出条件及びその履行状況、業種等の特性、事業の継続と収益性の見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力などを評価し、これらを総合して「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定に当たっては、貸出先の定量的な情報に加え、定性的情報を勘案した判断を行っております。定性的情報には貸出先の技術力、成長性、将来の業績見通しの仮定も含まれます。さらに、貸出先が実現可能性の高い抜本的な経営再建計画または合理的で実現性の高い経営改善計画を策定している場合、当該計画に基づく将来の業績見通しも勘案して「債務者区分」の判定を行っております。

「償却・引当」においては、「会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり「必要な修正」を行っておりますが、いずれも将来の貸倒損失に備えるための対応であり、経済環境の見通しや債権の回収可能性な

どの仮定が含まれます。

なお、国内経済は、エネルギー・原材料価格の高止まりや日本銀行の政策金利引き上げによる金融引き締めに加え、米国政府の関税政策を端緒とした世界経済の先行き不透明感の深まりから、景気後退懸念が高まっております。

一部の取引先においては、経済活動の停滞が続いたことで業績や資金繰り悪化等の影響を受け、貸倒等の損失が発生しておりますが、諸問題に直接起因する貸倒損失の発生状況及び見込み、影響等も勘案した結果、当社グループの貸倒引当金が十分に確保されていることを確認しております。また、取引先の業況変化の早期把握に努めるとともに、経営改善・事業再生支援活動に引き続き当社グループの総力を挙げて取り組むことから、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。加えて、足元の業績悪化の状況を可能な限り速やかに債務者区分判定に勘案する態勢としていることから、当連結会計年度末において貸倒引当金の見積方法の変更等は実施しておりません。

(3) 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

経済環境の大幅な変化など、当初見積りに用いた仮定が変化した場合には、「債務者区分」や担保の処分可能見込額等が変動する可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

追加情報

(信託を活用した株式報酬制度)

1. 取引の概要

当社は、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および当社の連結子会社である株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。当社の監査等委員でない取締役、株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役および執行役員を併せて、以下、「対象取締役等」という。）を対象に、当社株式の交付を行う信託型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

本制度は、対象取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、株式会社第四北越銀行から同行の株主総会決議での承認を経て拠出された金銭を合わせて信託を設定し、当該信託は信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。

信託期間中、予め定める株式交付規程に従い、受益者は一定のポイントの付与を受けた上で、退任時にかかるポイント数の 50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切上げ）について交付を受け、残りの株式については、本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末 1,277 百万円、844 千株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与と福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship[®]）」（以下、「本プラン」という。）を導入しております。

本プランは、「第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会」（以下、「持株会」という。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」（以下、「E-Ship 信託」という。）を設定し、E-Ship 信託は、その設定後約 5 年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship 信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末 2,219 百万円、1,117 千株であります。

3. 総額法により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 1,975 百万円

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額(連結子会社の株式を除く) 1,467 百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,444 百万円
危険債権額	107,768 百万円
三月以上延滞債権額	978 百万円
貸出条件緩和債権額	3,351 百万円
合計額	119,543 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、10,274 百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,557,131 百万円
貸出金	90,687 百万円
その他資産	2 百万円

担保資産に対応する債務

預金	55,046 百万円
売現先勘定	166,011 百万円
債券貸借取引受入担保金	367,662 百万円
借入金	954,037 百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引、デリバティブ取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券 22 百万円及び有価証券 68,575 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金 29,744 百万円および保証金 1,367 百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,747,033 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,641,672 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも銀行業を営む連結子会社並びに一部の連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、銀行業を営む連結子会社並びに一部の連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、株式会社第四北越銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負

債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 11,015百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 76,042百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,512百万円(当連結会計年度圧縮記帳額一百万円)
9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は75,565百万円であります。
10. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託20,184百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益3,878百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却894百万円、株式等売却損618百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	45,942	45,942	—	91,885	
合 計	45,942	45,942	—	91,885	
自己株式					
普通株式	2,144	2,656	174	4,626	(注)
合 計	2,144	2,656	174	4,626	

(注) 当社は、2024年10月1日付で1株を2株に分割しております。

普通株式の発行済株式数の増加45,942千株は、株式分割によるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

取締役会決議に基づく自己株式の取得	220千株
株式報酬制度による信託による取得	66千株
単元未満株式の買取請求による増加	1千株

(株式分割時・株式分割後)

株式分割による増加	2,367千株
単元未満株式の買取請求による増加	1千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

単元未満株式の買取請求による減少	0千株
株式報酬制度による株式の交付による減少	9千株
E-Ship信託による当社株式の売却による減少	55千株

(株式分割後)

単元未満株式の買取請求による減少	0千株
E-Ship信託による当社株式の売却による減少	109千株

なお、当連結年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式が844千株、E-Ship信託が保有する当社株式が1,117千株含まれております。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(注1)	1株当たり配当額(注2、3)	基準日	効力発生日
2024年5月10日取締役会	普通株式	3,362百万円	75円00銭	2024年3月31日	2024年6月3日
2024年11月8日取締役会	普通株式	4,996百万円	112円00銭	2024年9月30日	2024年12月2日
合計		8,358百万円			

(注) 1. 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金(2024年5月10日取締役会27百万円、2024年11月8日取締役会47百万円)及びE-Ship信託が保有する当社株式に対する配当金(2024年5月10日取締役会50百万円、2024年11月8日取締役会68百万円)を含めております。

2. 2024年5月10日取締役会の1株当たり配当額には、記念配当5円が含まれております。

3. 当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額(注)	配当金の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月9日取締役会	普通株式	6,691百万円	利益剰余金	75円00銭	2025年3月31日	2025年6月2日

(注) 配当金の総額には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金63百万円及びE-Ship信託が保有する当社株式に対する配当金83百万円を含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、銀行業を中心に、リース業務、証券業務、信用保証業務、クレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。主として預金・譲渡性預金により調達した資金を貸出金・有価証券により運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、グループ全体の資産及び負債を対象にリスクを統合的に把握・コントロールし、収益の向上と安定化を図るべく資産及び負債の総合管理(ALM)を行っております。その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人向け貸出金であり、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、貸出金などの元本や利息の回収が困難となる信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に株式、債券、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は債券であり、売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び国内外の金利、有価証券等の価格、外国為替相場等の市場要因が変動することによって、当社グループの保有する資産価値が減少して損失を被る市場リスクに晒されております。

当社グループの金融負債のうち、預金等及び市場性の資金調達については、流動性リスクに晒されており、当社グループの信用力が低下することにより、預金の流出や必要な資金が調達できなくなる可能性に加え、不利な条件での取引を余儀なくされることにより損失を被る可能性があります。

当社グループが行っているデリバティブ取引には、取引先の金利や為替に係るリスクヘッジのニーズに対応するため、金利スワップ取引並びに為替予約・通貨オプション等があります。この他、ALMの一環でバンキング業務における金利リスクのコントロール並びに銀行業務の資金過不足の調整と資金流動性の安定的確保を目的として金利スワップ取引・通貨スワップ取引等を行っております。

また、子銀行及び一部の連結子会社では、収益力・経営体力に応じた範囲内でのトレーディング収益の追求を目的として債券先物取引等を行っております。

これらのデリバティブ取引から発生するリスクには、取引相手方が契約不履行に陥った場合に発生する信用リスク、金利や為替の変動によって損失が発生する市場リスクなどがあります。リスクヘッジ目的のデリバティブ取引については「ヘッジ会計」を適用しております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ取引管理に関する運用基準に定められた許容リスク量の範囲内にヘッジ手段となるデリバティブ取引のリスク量が収まっており、ヘッジ対象のリスクが減殺されているかどうかを四半期毎に検証しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループでは、信用リスク管理に関する諸規程に基づき、信用リスクを適切に運営・管理しております。体制面では、信用リスクの管理部署であるリスク管理部が、信用リスク管理に関する諸規程の整備や分析・評価・改善活動の企画・運営を行っております。

株式会社第四北越銀行においては、営業推進部門から完全に分離した審査部門が、厳正な融資審査を実施し問題債権を適切に管理しているほか、全行を挙げた取り組みである取引先に対する経営改善支援活動などによっても、資産の健全化を図っております。また、貸出金等の信用格付・自己査定については、営業店と本部部門による二段階の査定体制により、厳正に実施しております。更に監査部門による監査では、信用格付・自己査定の適切性・妥当性を検証しております。

与信ポートフォリオについても、特定の地域、業種、企業、グループ等への与信集中の管理を適切に行っております。また、信用リスクの定量化（注）を行い、自己資本に見合った信用リスクリミットの設定等を行っております。

（注）信用リスクの定量化とは、与信ポートフォリオが内包する信用リスク量を、統計的手法を用いて数値化・推計することでありです。

②市場リスクの管理

当社グループでは、市場リスクを適正規模に調整し、安定的な収益を確保するため、ALM運営方針を定め、その方針に従って有価証券運用におけるリスク限度額や損失限度額などを決定しております。

また、ALM・リスク管理委員会において、リスク管理に係る重要事項を審議するほか、有価証券運用において重要な事態が発生した場合には速やかに経営に報告する態勢としております。

当社グループは、原則全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主としてバリュアット・リスク（VaR）を用いて、株式会社第四北越銀行が算定・管理しております。なお、その金額等から影響が軽微な一部の金融商品や一部のグループ会社の金融商品につきましては定量的分析を実施しておりません。

株式会社第四北越銀行では、主にヒストリカル法（保有期間 120 日、信頼区間 99%、観測期間 1,250 日）による VaR を採用しております。当連結会計年度末の市場リスク量（非上場株式など市場価格のない金融商品の市場リスクは除く）は、47,099 百万円です。なお、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、長期間銀行に滞留する預金をコア預金として、内部モデルにより最長 10 年の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

また、算出された VaR と理論損益（リスク量計量時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを実施し、計測モデルが十分な精度で市場リスクを補足していることを確認しております。

ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を示しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。このため、別途ストレステスト等により補完する態勢としております。

③流動性リスクの管理

当社グループでは、株式会社第四北越銀行において「流動性リスク管理規程」を制定し、資金繰りに関する管理部署が資金繰り状況を把握・分析し、必要に応じて適切な市場調達を実施しております。

また、不測の事態に備え資金繰り逼迫度に応じて、各々の局面において迅速な対応が行えるよう、対応策や報告連絡態勢を定めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めておりません（注1）参照）。また、現金預け金、売現先勘定並びに債券貸借取引受入担保金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。このほか、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)有価証券			
売買目的有価証券	1	1	—
満期保有目的の債券	139,266	135,341	△3,924
その他有価証券	2,748,274	2,748,274	—
(2)貸出金	5,580,589		
貸倒引当金（※1）	△29,376		
	5,551,212	5,510,961	△40,251
資産計	8,438,755	8,394,578	△44,176
(1)預金	8,522,003	8,518,898	△3,104
(2)譲渡性預金	212,011	212,010	△0
(3)借入金	965,660	957,215	△8,445
負債計	9,699,675	9,688,124	△11,550
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(891)	(891)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	18,252	18,252	—
デリバティブ取引計	17,361	17,361	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

なお、デリバティブに対応する偶発損失引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

（注1）市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（※1）（※2）	11,421
組合出資金等（※3）	6,539

（※1）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（※2）当連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

（※3）組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。なお、組合出資金等には、「その他資産」中の一部が含まれております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	2,075,666	—	—	—	—	—
有価証券	180,459	382,734	442,555	377,657	293,931	930,519
満期保有目的の債券	20,000	11,600	58,739	15,961	33,672	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	160,459	371,134	383,816	361,695	260,259	930,519
貸出金（※）	601,173	1,001,293	1,037,017	638,894	443,056	1,216,233
合 計	2,857,300	1,384,028	1,479,573	1,016,551	736,988	2,146,752

(※)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない114,537百万円、期間の定めのないもの527,909百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	8,003,857	445,324	55,296	3,794	13,730	—
譲渡性預金	212,011	—	—	—	—	—
売現先勘定	166,011	—	—	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	367,662	—	—	—	—	—
借入金	183,564	779,386	2,354	355	—	—
合 計	8,933,108	1,224,710	57,651	4,149	13,730	—

(※)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
売買目的有価証券				
株式	1	0	—	1
其他有価証券				
株式	177,210	25,422	—	202,632
国債	659,906	—	—	659,906
地方債	—	532,292	—	532,292
社債	—	53,320	83,881	137,202
外国証券	516,587	236,800	1,460	754,848
その他	178,465	282,926	—	461,391
デリバティブ取引				
金利関連	—	42,351	—	42,351
通貨関連	—	21,303	—	21,303
その他	—	—	29	29
資産計	1,532,170	1,194,417	85,372	2,811,960
デリバティブ取引				
金利関連	—	5,664	—	5,664
通貨関連	—	40,629	—	40,629
その他	—	—	29	29
負債計	—	46,293	29	46,323

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	39,666	—	—	39,666
地方債	—	92,446	—	92,446
社債	—	3,229	—	3,229
貸出金	—	—	5,510,961	5,510,961
資産計	39,666	95,675	5,510,961	5,646,303
預金	—	8,518,898	—	8,518,898
譲渡性預金	—	212,010	—	212,010
借用金	—	957,215	—	957,215
負債計	—	9,688,124	—	9,688,124

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式、上場投資信託、国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、レベル3の時価に区分しております。固定金利によるものは私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料の未経過相当分（未経過保証料）を加味して時価を算定しており、信用スプレッド及び未経過保証料が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

証券化商品（一部債券を含む）は、外部業者（ブローカー等）より入手した価格を、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ時価としており、レベル3に分類しております。

貸出金

貸出金については、固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率又は同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらについては、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類することとしており、主に取引所取引である債券先物取引や株式先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び連結子会社自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、金利関連取引（金利スワップ、金利オプション等）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ等）等が含まれております。重要な観察できないインプットを用いている場合や資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額に基づき時価を算定している場合はレベル３の時価に分類しており、地震デリバティブ取引が含まれます。

（注２）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（２０２５年３月３１日）

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	信用スプレッド 未経過保証料	0.4％－7.6％ 0.0％－1.4％	1.0％ 0.2％

※地震デリバティブについては、資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額に基づき時価を算定しており、インプットが存在しないことから、定量的情報は記載しておりません。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 、発行及び 決済の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価か らの振替	期末 残高	当期の損益に計 上した額のうち 連結貸借対照表 日において保有 する金融資産及 び金融負債の評 価損益 (※1)
		損益に 計上 (※1)	その他の 包括利益 に計上 (※2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	103,227	66	△282	△19,129	—	—	83,881	—
外国証券	3,407	△11	76	△2,012	—	—	1,460	—
デリバティブ取引								
その他								
売建	△50	89	—	△68	—	—	△29	38
買建	50	△89	—	68	—	—	29	△38

(※1) 連結損益計算書の「資金運用収益」、「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針・手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定めております。算定された時価及びレベルの分類については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

信用スプレッド

信用スプレッドは、格付別予想デフォルト率や格付別期間スプレッド及び未保全率を基に算出しております。

一般に、信用スプレッドの著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

未経過保証料

保証料は、信用格付により算出しております。時価を構成する未経過保証料とは保証料の未経過部分であります。

一般に、未経過保証料は時間の経過とともに減少し、時価の低下を生じさせます。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△48

2. 満期保有目的の債券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	40,005	39,666	△339
	地方債	95,903	92,446	△3,457
	社債	3,357	3,229	△127
	小計	139,266	135,341	△3,924
合計		139,266	135,341	△3,924

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	184,351	88,685	95,665
	債券	149,820	149,751	69
	国債	139,521	139,482	38
	地方債	2,500	2,500	0
	社債	7,798	7,769	29
	その他	472,507	446,627	25,880
	うち外国証券	240,209	235,344	4,864
	小計	806,680	685,064	121,615
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	18,281	19,512	△1,231
	債券	1,179,580	1,255,395	△75,814
	国債	520,385	573,571	△53,186
	地方債	529,791	550,484	△20,692
	社債	129,403	131,339	△1,935
	その他	743,732	813,456	△69,724
	うち外国証券	514,639	561,522	△46,882
	小計	1,941,594	2,088,364	△146,770
合計		2,748,274	2,773,429	△25,155

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	12,766	3,233	603
債券	373,646	871	5,763
国債	207,026	871	3,378
地方債	159,246	—	2,319
社債	7,374	0	64
その他	294,662	3,825	6,133
うち外国証券	170,286	2,246	4,742
合計	681,075	7,930	12,500

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、28百万円（うち債券28百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式及び証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含 まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	4,947	—

2. 満期保有目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

記載すべき重要なものはありません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.4%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は393百万円増加（繰延税金負債は129百万円増加）し、その他有価証券評価差額金は188百万円増加し、繰延ヘッジ損益は289百万円減少し、退職給付に係る累計調整額は164百万円増加し、法人税等調整額は199百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は139百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額 5,487円84銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 335円91銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載していません。

※当社は、2024年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たりの純資産額、1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額につきましては、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

また、株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

1株当たりの純資産額の算定上控除した当該自己株式の当期末株式数は1,961千株であります。

1株当たりの当期純利益金額の算定上控除した当該自己株式の期中平均株式数は2,026千株であります。

（重要な後発事象）

（当社と株式会社群馬銀行の経営統合に関する基本合意について）

当社は、2025年4月24日開催の取締役会において、株式会社群馬銀行（以下「群馬銀行」といい、当社と群馬銀行を併せ、以下「両社」といいます。）と、相互信頼および対等統合を基本的な方針とする経営統合（以下「本経営統合」または「本件」といいます。）の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書を締結いたしました。

1. 本経営統合の理念と目的

本経営統合は、現状でもそれぞれの営業エリアにおいて盤石な顧客基盤をもち、堅調な収益力と強固な財務基盤をもつ両社が統合することにより、経営の規模と質の両面で地方銀行トップクラスの新金融グループへとステップアップを目指すものです。

両社は相互信頼および対等統合を基本的な方針とし、それぞれの営業地盤において培ったお客さまとの信頼関係や地域への理解を結集させ、コンサルティング機能を拡充、高度化させることにより、地域への貢献と企業価値の持続的向上により一層取り組んでまいります。

また、規模の経済を働かせた合理化・効率化のメリットを最大限発揮するとともに、それぞれの強みを活かしたお客さまへの付加価値の提供により、将来にわたって持続可能なビジネスモデルを構築してまいります。

さらには、両社の経営資源のポテンシャルを最大限に発揮させるため強固なグループ経営管理態勢を整備し、持続的な成長と企業価値の向上を着実に実現させていくことにより、お客さま、地域、株主の皆さまの期待に応えることができる価値ある地域金融グループを目指してまいります。

2. 統合の形態

本経営統合は持株会社方式によるものとし、効率的に経営統合を進める観点から一般的に用いられている手法を採用し、既に持株会社体制となっている当社を新しい金融グループの持株会社として活用する予定です。

具体的には、両社の株主総会において本経営統合に必要な事項の承認が得られること、および本経営統合を行うにあたり必要となる関係当局の許認可が得られることを前提として、2027年4月1日を目途に、当社の商号を変更したうえ

で(具体的な商号は本経営統合に関する最終契約(以下「本件最終契約」といいます。))において定める予定です。以下、商号変更後の持株会社を「統合持株会社」といいます。)、群馬銀行が統合持株会社と株式交換を行い、経営統合を行う予定です。群馬銀行は、株式交換により第四北越銀行と並んで統合持株会社の完全子会社となりますので、群馬銀行の株式は、株式交換の効力発生日に先立ち、東京証券取引所を上場廃止となる予定です。

また、経営統合時の統合持株会社の本店所在地は、両社間で協議の上、本件最終契約において定める予定です。なお、子会社となる第四北越銀行および群馬銀行の本店所在地は変わりません。統合当初の機関は、監査等委員会設置会社とすることを想定しておりますが、その詳細については、両社間で協議の上、本件最終契約において定める予定です。

なお、本経営統合の形態については、今後両社で継続的な協議・検討の上、変更する可能性があります。

3. 株式交換比率

今後実施するデュー・ディリジェンスの結果および両社がそれぞれ起用する第三者算定機関による、当該第三者算定機関が適切と考える手法を用いた株式交換比率算定の結果等を踏まえて、決定次第公表いたします。

4. 統合準備委員会の設置

両社は、円滑な本経営統合の実現に向けて、統合準備委員会を設置し、本経営統合に関する協議を集中的に行ってまいります。

5. 今後のスケジュール

2026年3月(予定)	本件最終契約締結
2026年12月(予定)	両社臨時株主総会開催
2027年4月1日(予定)	株式交換効力発生日

(注) 上記は現時点における予定であり、両社の今後の協議等によって変更になる場合がございます。また、本経営統合の実行にあたっては、必要となる関係当局の許認可(Form F-4による登録届出書の米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。))への提出および効力発生を含みます。)が得られることを前提としていますが、当該許認可の取得状況等によって、本経営統合の日程が遅延する事由が生じた場合には、速やかに公表いたします。

6. 両社の概要(2024年12月末時点)

名称	第四北越フィナンシャルグループ	群馬銀行
所在地	新潟県新潟市中央区 東堀前通七番町 1071 番地 1	群馬県前橋市元総社町 194 番地
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 殖栗 道郎	代表取締役頭取 深井 彰彦
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理およびこれに付帯関連する一切の業務	銀行業
資本金	300 億円	486 億円
設立年月日	2018 年 10 月 1 日 (第四北越銀行創立日 1873 年 11 月 2 日)	1932 年 9 月 12 日
発行済株式数	91,885,956 株	415,888,177 株
時価総額	2,752 億円	4,709 億円
決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
総資産(連結)	10 兆 8,301 億円	10 兆 6,119 億円
純資産(連結)	4,929 億円	5,672 億円
預金等残高(単体)	8 兆 6,042 億円(第四北越銀行単体)	8 兆 6,306 億円
貸出金残高(単体)	5 兆 5,411 億円(第四北越銀行単体)	6 兆 7,904 億円
従業員数(連結) (2025 年 3 月末時点)	3,504 人	2,927 人
店舗数(出張所含む) (2025 年 3 月末時点)	国内 203 店舗(139 拠点)、 海外 1 事務所	国内 160 店舗(106 拠点)、 海外 1 店舗・3 事務所

7. その他

本経営統合が実施される場合、群馬銀行の株主に対し、持株会社となる商号変更後の当社の株式が交付されることとなります。1933 年米国証券法に基づき、本経営統合について、当社が Form F-4 登録届出書を SEC に提出することが予定されています。

第7期

2024年 4月 1日から
2025年 3月31日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	30,000	7,500	280,106	287,606	11,192	11,192	△ 7,638	321,160	321,160
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当					△ 8,358	△ 8,358		△ 8,358	△ 8,358
当 期 純 利 益					8,577	8,577		8,577	8,577
自 己 株 式 の 取 得							△ 1,517	△ 1,517	△ 1,517
自 己 株 式 の 処 分			0	0			464	464	464
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	218	218	△ 1,053	△ 834	△ 834
当 期 末 残 高	30,000	7,500	280,106	287,606	11,411	11,411	△ 8,692	320,326	320,326

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 10 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、当社の取締役への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

追加情報

(信託を活用した株式報酬制度)

1. 取引の概要

当社は、当社の監査等委員でない取締役(社外取締役および国内非居住者を除く。)および当社の連結子会社である株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役(社外取締役および国内非居住者を除く。)および執行役員(国内非居住者を除く。当社の監査等委員でない取締役、株式会社第四北越銀行の監査等委員でない取締役および執行役員を併せて、以下、「対象取締役等」という。)を対象に、当社株式の交付を行う信託型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、対象取締役等のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、株式会社第四北越銀行から同行の株主総会決議での承認を経て拠出された金銭を合わせて信託を設定し、当該信託は信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。

信託期間中、予め定める株式交付規程に従い、受益者は一定のポイントの付与を受けた上で、退任時にかかるポイント数の 50%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切上げ)について交付を受け、残りの株式については、本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末 1,277 百万円、844 千株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

1. 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与と福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)(以下、「本プラン」という。)を導入しております。

本プランは、「第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会」(以下、「持株会」という。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「第四北越フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」(以下、「E-Ship 信託」という。)を設定し、E-Ship 信託は、その設定後約 5 年間にわたり持

株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、E-Ship 信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で E-Ship 信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship 信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により E-Ship 信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において E-Ship 信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末 2,219 百万円、1,117 千株であります。

3. 総額法により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末 1,975 百万円

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 0 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権総額 1,477 百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	9,635 百万円
営業費用	578 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位: 千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	2, 144	2, 656	174	4, 626	(注)
合 計	2, 144	2, 656	174	4, 626	

(注) 2024 年 10 月 1 日付で 1 株を 2 株に分割しております。
普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

取締役会決議に基づく自己株式の取得	220 千株
株式報酬制度による信託による取得	66 千株
単元未満株式の買取請求による増加	1 千株

(株式分割時・株式分割後)

株式分割による増加	2,367 千株
単元未満株式の買取請求による増加	1 千株

普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

(株式分割前)

単元未満株式の買増請求による減少	0 千株
株式報酬制度による株式の交付による減少	9 千株
E-Ship 信託による当社株式の売却による減少	55 千株

(株式分割後)

単元未満株式の買増請求による減少	0 千株
E-Ship 信託による当社株式の売却による減少	109 千株

なお、当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式が 844 千株、E-Ship 信託が保有する当社株式が 1,117 千株含まれております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	17 百万円
株式交付信託関連	120 百万円
E-Ship 関連	75 百万円
その他	26 百万円
繰延税金資産小計	240 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8 百万円
評価性引当額小計	△8 百万円
繰延税金資産合計	231 百万円
繰延税金資産の純額	231 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(2025 年法律第 13 号)」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.5%から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.4%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は 5 百万円増加し、法人税等調整額は 5 百万円減少しております。

(関連当事者との取引)

子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	株式会社 第四北越 銀行	新潟県 新潟市	32,776	銀行業	所有直接 100%	経営管理 等・役員の 兼任	経営管理手 数料の受取 (注)	1,218	未収 収益	326
							配当金の 受取	8,417	—	—
							出向者人件 費の支払 (注)	561	未払 費用	5

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1)経営管理手数料の取引条件は、経営管理の負担度合を勘案して決定しております。
(2)出向者負担金の支払は、出向元の給与水準に基づいた実費相当額としております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 3,670 円 97 銭

1株当たりの当期純利益金額 98 円 17 銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額の算定上、期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

※当社は、2024 年 10 月 1 日付で普通株式1株につき 2 株の割合で株式分割を行っております。1株当たりの純資産額、1株当たりの当期純利益金額につきましては、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたものと仮定して算定しております。

1株当たりの純資産額の算定上控除した当該自己株式の当事業年度末株式数は 1,961 千株であります。

1株当たりの当期純利益金額の算定上控除した当該自己株式の期中平均株式数は 2,026 千株であります。

(重要な後発事象)

(当社と株式会社群馬銀行の経営統合に関する基本合意について)

当社は、2025 年 4 月 24 日開催の取締役会において、株式会社群馬銀行と相互信頼および対等統合を基本的な方針とする経営統合の実現を目指すことについて基本合意することを決議し、両社の間で基本合意書を締結いたしました。

詳細につきましては、連結計算書類における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。